

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

同時発表：経済産業省

令和8年8月4日
物流・自動車局
技術・環境政策課

災害時に電動車は医療機器への非常用電源としても使えます

多くの電動車は、外部給電機能^{【参考1】}を備えており、災害時に移動式の非常用電源として活用できます。国土交通省及び経済産業省では、今般、医療機器への給電実証実験の知見を踏まえ、「災害時における電動車から医療機器への給電活用マニュアル」を改定しました。

電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の多くは、外部給電機能を備えており、災害時に「移動式電源」として活用することができます。

国土交通省及び経済産業省では、令和2年に「災害時における電動車の活用促進マニュアル」を、また、令和4年には「災害時における電動車から医療機器への給電活用マニュアル」（以下、「医療機器給電マニュアル」）を作成し、災害時における電動車からの給電方法を周知しているところです。

今般、これまでに実施した外部給電器及び交換式バッテリーを活用した医療機器への給電についての実証実験の知見を踏まえ、「電動車から医療機器への給電に係るコンソーシアム」の御協力の下、医療機器給電マニュアルを改定しました。

本マニュアルを含め、災害時における電動車の活用方法に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn7_000008.html

国土交通省としては、災害時における医療機器の電源として、本マニュアルを参照して電動車を活用いただけるよう、今後とも、電動車の活用方法の周知・啓発を行ってまいります。

【参考1】外部給電機能や 100V 用電源コンセントを有した電動車一覧

（日本自動車工業会 HP） https://www.jama.or.jp/operation/maintenance/power_supply/reference.html

【参考2】電動車から医療機器への給電に係るコンソーシアム

・自動車メーカー、外部給電器メーカー、医療機器メーカー、在宅医療関連事業者、研究機関から構成。

【問合せ先】

物流・自動車局 技術・環境政策課 吉崎、中村、小番

代表：03-5253-8111（内線：42251、42253）、直通：03-5253-8592